

## 業務報酬基準 告示1206号改正へ パブリックコメント募集

耐震偽装問題に端を発して、建築関係規則の改革の一環として進められてきた設計に伴う業務報酬基準「告示1206号の見直し」は、10月16日に告示改正案としてまとめられ、中央建築士審査会に提示されました。これまで社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会の取りまとめに従い、本年2月～3月には、全国の総合建築士事務所や専門建築士事務所を対象として実態調査が行われました。このデータを基に現行告示を改正するため業務報酬基準改定委員会及び同幹事会が設立され、学識経験者と関係団体の意見を聞き検討が進められました。具体的には、標準業務内容を見直しとして、告示1206号と住宅局長通達を融合させ「標準業務」と対象とならない「追加的な業務」を明記すること、「現行の4類型に分類している建築物用途を詳細化すること」「意匠・構造・設備の難易度に応じた補正がされること」「工事費別の業務量を床面積別に改めること」「今回の改正建築基準法施行の影響を考慮すること」などが検討課題となっていました。この度、同委員会及び幹事会での延べ15回の審議と21回に及ぶワーキングでの検討が終了しました。国土交通省は同審査会からの意見を考慮した上、10月21日(受付締切:11月19日)、告示改正案の概要を示すとともにパブリックコメントを募集すると発表しました。将来に向け、「業務報酬基準がどのように示されるか」「設備設計に携わるものの生活の糧はどのように確保されるか」は、私たち、設計者の生活に直接繋がる最も重要な問題です。是非、会員の皆さまには、現状の自分自身の業務報酬料を確保するために、また将来に向け設計に携わる若い人たちの業務環境改善のために、告示改正案に対するご意見を出来るだけ数多くお寄せいただきますようお願いいたします。

## 委員会の報告

8月21日発行の「協会だより21号」発行以降の各委員会では次のような活動、審議、報告を行いました。

### ＜業務環境改善委員会＞

1. 消防設備士受験準備講習会について
2. オープンデスク制度の結果について
3. 建築設備士賠償責任保険について

### ＜環境・技術委員会＞

1. 技術向上セミナーについて
2. 実地学習セミナーについて

### ＜公益・事業委員会＞

1. 新技術セミナーについて

### 2. ボウリング大会について

#### ＜広報・情報委員会＞

1. 会誌MET8号記事について
2. 協会だより21号の発行
3. H.P.のリニューアルとリンクについて

#### ＜賛助会＞

1. 技術交流会の実施検討について
2. 協会・最近の動きの報告

### ●設備設計一級建築士みなし講習 合格者大都市に集中●

日刊建設通信新聞(9月11日)によれば、「建設技術教育普及センターが実施した、設備設計一級建築士の『見なし講習』で、受講者数5,172人のうち、2,319人が合格した。合格者は3大都市圏に集中しており、改正法施行に向けて、地域偏在への対応が課題になりそうだ。みなし講習受講者の内訳は、建築設備士の資格保有者が2,118人、同設備士資格を持たない一般受講者が3,054人だった。合格者は建築設備士の資格保有者が1,688人(79.7%)、一般受講者が631人(20.7%)。建築設備士の合格率が全体の数字を押し上げていることが分かる。地域別の合格者を見ると、東京が1,379人、以下大阪383人、愛知232人と続く。一方、最も少ないのは沖縄の15人で合格者は大都市圏に集中している。国交省は「絶対数からみれば(制度が)回らないということはない」としながらも、地域偏在には懸念を示し「地域で問題が起こらないかどうか検証していきたい」としている」と伝えています。今回のみなし講習の修了審査では建築設備の実務を行っている者以外では合格に結びつくことが難しかったことが示されるとともに、設備における法適合証明が十分かつ満足に行えるのかに対し、疑問が呈されたと言えそうです。

### ●一級建築士学科試験 建築設備士から67人合格●

日刊建設工業新聞(9月9日)によれば「08年の一級建築士試験で、建築設備士の資格保有者(資格保有の受験者1,162人)の合格者は67人で、合格率6.6%だった。今年から設けられた「設備設計一級建築士」の確保を目的に設けられた建築設備士ルートからの設備設計一級建築士の人数を即座に大きく上積みすることは難しそうだ。今回の一級建築士試験は、全体で48,651人が受験し7,364人が学科試験にパス、合格率は15.1%だった。設備設計分野の実務を担っている人の中には、建築学科以外を卒業し一級建築士資格を保有していないケースも少なくないことを考慮し、国交省は、今年1月関係告示を改正し、4年以上の実務経験を持つ建築設備士に、一級建築士試験の受験資格を付与していた」と伝えました。建築関係学科を専攻していない設備系技術者には一級建築士のハードルはやはりかなり高いものであることが明らかになるとともに、こども設備設計一級建築士を早急に増やすことは難しそうな状況が表れてきました。

### ●国交省「建築基本法」制定へ●

日刊建設工業新聞(9月1日)によれば「国土交通省は、質の高い建築物の整備に向けた基本理念や、関係者の責務などを規定する『建築基本法』(仮称)を制定するための検討として、社会資本整備審議会の建築分科会に諮問し、議論を開始する。建築基準法など建築物に関する現在の法制度は、安全や環境面への配慮などで最低基準を設けているが、建

築基本法では、将来世代に継承していくのにふさわしい質の高い建築物の整備を促進していくため、国民が意識の共有ができるような整備目標や基本理念などを定める」としています。これまでも、東大の神田 順教授が耐震偽装事件を契機に提言し、建築法制の考え方のベースに「基本法があるべきだ」として進めていただけて今後の動向が注目されます。

### ●建設コンサル業界「再委託」制限に不安感●

日刊建設通信新聞(8月27日)によれば、「コンサルタント業務の随意契約で、受託者が業務の一部を『再委託』できる範囲を委託料の3分の1以内にする措置を国土交通省が決めたことについて、コンサルタント業界で不安感が広がっている。設計業務の再委託は現行でも『主たる部分』は再委託できず、再委託する場合は承諾が必要となっている。また、『軽微な部分』は承諾不要とし、主たる部分と軽微な部分の内容を設計業務等共通仕様書に示している。今回、再委託範囲を3分の1以下とすることに業界が最も心配するのは、現場の作業と国交省の考え方に齟齬が起きることだ。「現場の末端まできちり伝わるようにしてほしい」という。このため国交省は3分の1を超える場合でも「やむをえないと認めるとき」は容認する考えだ」と伝えています。なお、設備設計業務に対しても日設事協を通じ、国交省から本年8月に再委託の状況調査が実施され、当協会の正会員から回答が行われました。

### ●省エネ生活楽しく実践 地球にも家計にも優しく……●

温暖化ガス削減が叫ばれている中で、日本では家庭での削減がいまひとつ進まず問題を投げかけています。そんな中で経済産業省や環境省が主催する第1回省エネコンテストの家庭部門で、内閣総理大臣賞を受賞した主婦の取組の様子が日本経済新聞(8月20日)に紹介されています。「ローテク省エネ術として本や雑誌に省エネ法でこれぞと思うものを実践する。『冬には障子をはずして太陽光を取り入れ布団を干す』『やかんの中に赤貝の殻をいれ、沸騰時の音で消し忘れ防止』『冷蔵庫は扉の開閉回数を減らすため、奥まで見渡せるようにM字型に並べる』『暖房をガスファンヒーターに』『炊飯は火から下ろしてから【鍋戸】に入れる』『電気使用量や料金が分かる省エネナビの活用』『水道はサインペンの太さにだす』『ごみの量はできるだけ減らし堆肥を作る』など、『無駄のない適量生活』が示されています。また、チームマイナス6%の「私のチャレンジ宣言」からの39項目の「削減できるCO<sub>2</sub>の量」を示し、楽しみながら省エネ生活を実践する」動きが出てきていることを伝えています。一般の方にも大変参考となる内容で感心させられます。エコに前向きの皆様には、是非、参考にしてご利用いただきたい内容です。

### ●EU温暖化対策 金融危機で逆風 加盟国、緩和訴え●

日本経済新聞(10月2日)によれば、「国際金融危機や欧州景気の減速で、EUが進める温暖化対策への逆風が強まってきた。年間450億ユーロのコスト負担に経済界が反発を強め、ドイツやイタリア、中・東欧などが温暖化対策の緩和を訴え始めた。加盟国や経済界の批判が集まるのは、排出量取引制度の改革案。企業に無償で割り当てる温暖化ガスの排出枠を段階的にオークション方式での有償購入に切り替える。排出量の多い化学メーカーを抱えるドイツは有償購入に難色を示すほか、イタリアは「景気の回復を損なう試みだ」と不満を表明する。中・東欧でも温暖化ガスの排出が多い石炭などでエネルギーを賄うケースが多いため、温暖化対策を渋り始めた」と伝えています。サブプライム問題に起因する金融危機は、各国に「経済」を優先せざるを得ない状況を作り出しており、地球温暖化問題にも影響を与え始めていることが伺えます。

### ●環境を守るために最も短縮すべきだと思う項目は何か●

熱産業経済新聞(8月25日)によれば、「シチズンホールディングは「地球環境と時間」をテーマに全国のビジネスパーソン400人に対しアンケート調査を実施した。アンケートの「環境を守るために最も短縮すべきだと思う項目は何か」の設問に対し、「ネオンやライトアップ点灯時間」が49.0%、「24時間営業店舗」が36.0%、「国会審議」が35.0%といった時間の長さについて意識している。一方、「短縮できない仕事時間」として、勤務時間、会議時間、残業時間などが30数%の割合で示されたが、「環境を守るため少しでも短縮したい仕事時間は何か」には、「残業」「パソコンの使用」「冷暖房」「オフィス照明」は各1時間くらい短縮したい」と環境意識が向上してきていることが示されました。

### ●平成20年度消防設備士受験準備講習会

#### (甲種第一類)のご案内●

平成20年度の消防設備士資格受験準備講習会です。容易に資格を取得できるよう、ポイントを絞った内容です  
開催日：平成20年11月11日(火) 9:30～17:00  
開催場所：(社)東京都設備設計事務所協会 事務局会議室  
詳しくは当協会ホームページ<http://www.met.gr.jp>をご覧ください。

### ●平成20年度技術向上セミナー

#### 「明日の地球環境を考える」のご案内●

新築、既存を問わず、どのような視点で建物の温暖化ガス抑制を考えていけばよいか、専門家の方をお呼びしてセミナーを開催いたします。  
開催日：平成20年11月14日(金) 14:00～17:00  
開催場所：けんぼプラザ 3階集会室  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷2-37-9)  
詳しくは当協会ホームページ<http://www.met.gr.jp>をご覧ください。

### ●平成20年度新技術セミナー「低炭素社会の到来と環境・省エネ技術動向及び事例(空調・衛生・電気)」のご案内●

設備技術者は地球温暖化防止のための諸施策を知り、スキルアップすることが求められています。設備技術者に必須の今後の動向と省エネに工夫を凝らした実例を紹介いたします。  
開催日：平成20年11月27日(木)・28日(金)  
開催場所：渋谷電力館(東京都渋谷区神南1-12-10)  
詳しくは当協会ホームページ<http://www.met.gr.jp>をご覧ください。

### ●平成20年度ボウリング大会開催のご案内●

今年度のボウリング大会は忘年会シーズンに開催することになりました。プレー後の親睦会もお楽しみに！  
開催日：平成20年12月17日(水) 18:00～  
開催場所：BIGBOX 7F(高田馬場)  
詳しくは協会事務局(TEL.03-3239-0245)まで、お問い合わせください。

### ◇訃報 西 弘専務理事 逝去◇

あまりにも突然で悲しい知らせが会員にもたらされました。かねてより病氣療養中であった当協会の専務理事・西 弘さまが去る9月6日逝去されました。昨年10月の当協会主催の「建築関連法令改正解説セミナー」ではパネラーを務められ、その後間もなく予定の手術を受け長期の療養に入っておられました。一時、退院され本年3月には新年度に向けた理事会に久方ぶりに顔を出されるなど、少しずつ健康を回復されているとばかり思っておりました。西さんは、新東京設備設計事務所協会の設立の折から、また新協会への統合に際して、卓越した知識・技量と人脈を持って当協会の礎を築いていただきました。西さんの協会活動に対する姿勢は、多くの会員や委員の方々に少なからぬ影響を与えました。改めて感謝申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。